

No.139

Oct.25
2024

JIPS DIRECT

NEWS LINE

証券会社関連の動向 01
証券関連業務に関する行政の動き 01

JIPs LINER

「代理人口座開設ペーパーレスサービス」のご紹介 02

PICK UP TOPICS ー証券トレンドー

M&Aの現状を改めて見直す
～同意なき買収の増加と「企業買収における行動指針」 04

JIPs FOCUS

証券業におけるマネー・ロンダリング等対策の取組みについて 05

NEWS LINE | ビジネスニュース

◆ 証券会社関連の動向

事業承継 みずほフィナンシャルグループは、事業承継ニーズのある約1.6万社を積極支援(10/7)

ー相続や資産運用、株式の承継、不動産の見直し、M&A、MBOなど幅広い取引を目指す

AI電話対応 大和証券は、AIによる会話形式で顧客からの照会に答える電話サービスを開始(10/4)

ー株価や市場情報、手続き方法などの質問に対応し、コールセンター業務の省力化を目指す

銀行サービス 岡三証券は、GMOあおぞらネット銀行と連携して銀行サービス提供(9/25)

ーGMOのBaaSを活用し、岡三BANKとして定期預金やデビットカード決済の機能を提供することで証券口座と連携

営業再編 みずほ証券は、地方店を統廃合する一方、大都市での営業を強化へ(9/25)

ー地方では16店舗を廃止もしくは営業拠点として軽量化し、大都市では富裕層向け営業を強化

私募REIT 名古屋鉄道は、2026年度中に同社グループが保有する不動産を対象に私募REITの運用を開始(9/25)

ー2025年度に資産運用会社を設立し、500億円の運用を目指す

個人金融資産 日銀発表の資金循環統計によると、個人の金融資産が前年同期比で4.6%増え、2212兆円へ(9/19)

ー投資信託は27.1%増の128兆円、株式等は15.6%増の301兆円

ラップ資産相続 いちよし証券は、ファンドラップを現金化せず相続できるサービスを開始(9/9)

ーファンドラップの相続サービスは、6月に公表されたりそなグループの資産承継特約に次ぐ

◆ 証券関連業務に関する行政の動き

・高速取引行為の動向について(10/2)

ー東京証券取引所上場銘柄

✓概ね売買代金の35%程度を占め、その内訳は、マーケットメイク及びアービトラージが約15%、ディレクショナルが約45%、その他が約25%

ー大阪取引所上場銘柄(先物・オプション)

✓概ね売買代金の35%～50%を占め、その内訳は、マーケットメイクが約20%、アービトラージが約15%、ディレクショナルが約25%、その他が約40%

・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」「事務ガイドライン」等の一部改正(案)の公表について(9/30)

ー金融商品取引業や暗号資産交換業等の登録を受けていない者等による広告の掲載等が違法とされ得る場合の明確化について

・野村證券による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告についてー証券取引等監視委員会(9/25)

ー野村證券が、大阪取引所に上場されていた長期国債先物2021年3月限月の自己取引において、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の取引行為に対して

・金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」(第1回)議事次第より(9/25)

ー暗号資産等分野においては、以下を検討

✓グローバルに活動する暗号資産交換業者が破綻した場合等に、国内の利用者財産の返還を担保するための規制のあり方

✓ステーブルコインについて、現在預貯金で管理されている特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法

◆「代理人口座開設ペーパーレスサービス」のご紹介

昨今、証券・金融業界において口座開設業務のペーパーレス化が推進されていますが、その適用範囲は一般的な投資家の口座開設に留まってしまい、完全なペーパーレスの実現には至っていない現状があります。

当社の口座開設ソリューションは、金融機関様における口座開設業務全体のペーパーレス化を目指し、その一環として、今回新たに“代理人を立てた口座開設”についてもペーパーレスサービスを提供します。これにより、未成年者や代理人を必要とする方の口座開設についても事務の大幅な効率化を実現します。

1. サービス概要

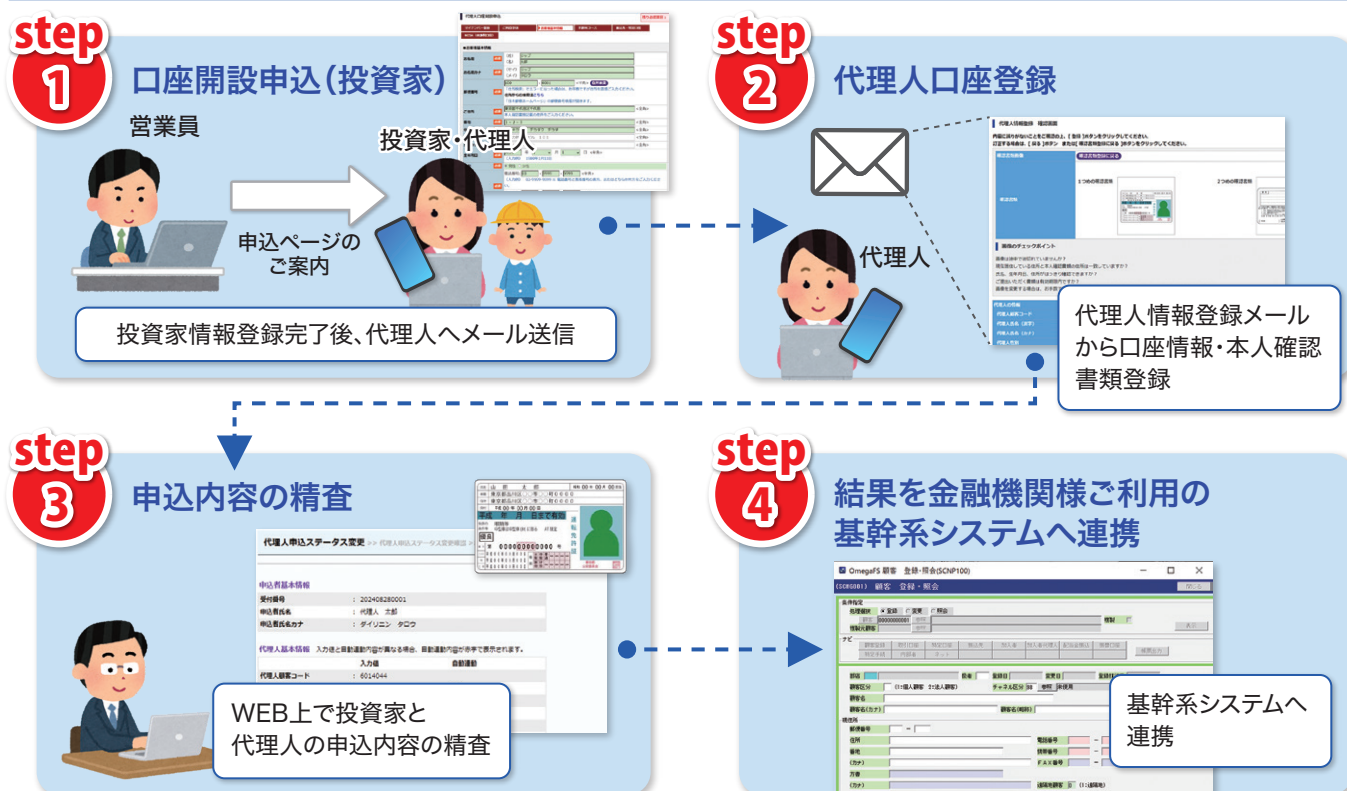
本サービスは、代理人を立てた口座開設申込をペーパーレスで受け付けるサービスです。

投資家の口座開設時に、代理人に対して、代理人情報登録メールが送信されます。代理人は、当該メールに記載されたURLから代理人情報登録画面にアクセスし、代理人情報を登録します。

特 長

- ① 代理人の情報及び、本人確認書類の受入をペーパーレスで実現
- ② 投資家及び代理人の申込内容の精査作業がWEB上で完結
- ③ 紙・印刷・郵送費等の削減
- ④ 管理者作業の軽減

サービス利用フロー



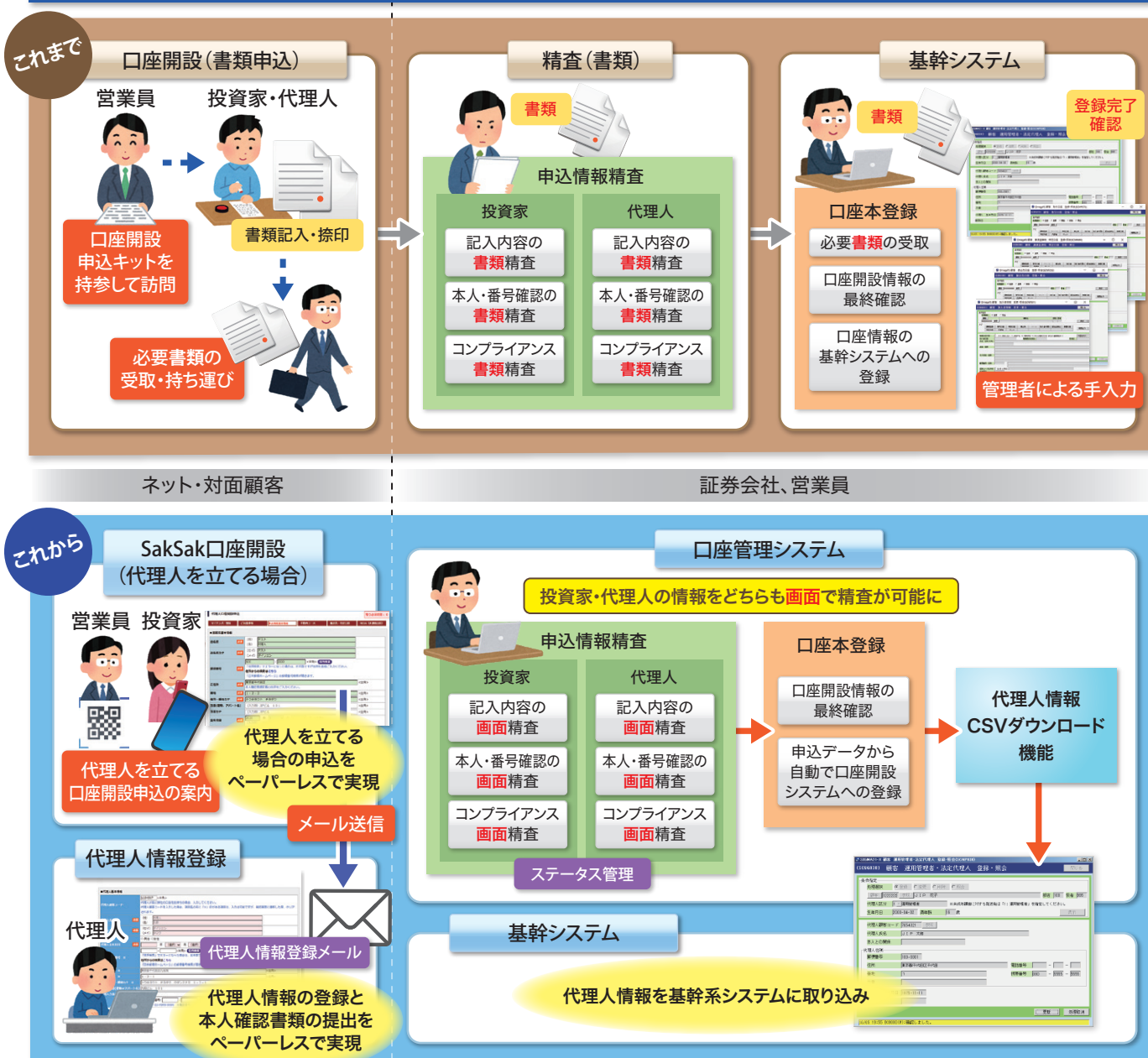
2. ご提供機能一覧

項番	機能名	機能概要
1	口座開設申込	・ 代理人を立てる投資家本人の口座開設申込を受け付ける機能です。・ 申込受付完了時に、代理人情報登録メールが送信されます。 *個人顧客のSakSak口座開設申込(※)とは別のURLとなります。
2	代理人情報登録	・ 投資家の口座開設申込完了後、代理人の情報および本人確認書類登録ができる機能です。
3	代理人情報照会・精査 (管理者機能)	・ 提出された本人確認書類の画像データを含め、SakSak口座開設と同様にWEB上で代理人情報申込データの照会、ダウンロード、精査ができる機能です。・ ステータス管理および不備メールの送信ができる機能です。
4	照会機能(管理者機能)	・ 本登録後に、代理人の本人確認書類の画像データを照会できる機能です。



(※)SakSak口座開設とは 新規口座開設申込から口座開設後の管理・運用作業までをすべてペーパーレス化し、金融機関様の運用労力とコスト削減に貢献するサービスです。詳細はこちら <https://www.jip.co.jp/product/saksakkouza/>

3. 従来の口座開設業務との比較



当サービスにつきましては、担当営業または下記までお問い合わせください。

日本電子計算株式会社 証券事業部 証券営業統括部 | 【東京】TEL:03-5210-0155 【名古屋】TEL:052-951-4302

◆ M&Aの現状を改めて見直す ～ 同意なき買収の増加と「企業買収における行動指針」

近年、上場会社の経営者は、資本効率を重視して企業価値向上に努めることが求められ、政策保有株式削減圧力が強まっている。よって、上場会社は安定株主比率が低下し、買収圧力を受ける可能性が以前より高まっている。

下表は、経営者の事前合意がない買収提案（以下、同意なき買収）の主な事例であるが、最近では事業会社による事前通知がないTOB開始が公表されることも増えている。この為、2023年8月には経済産業省の公正な買収の在り方に関する研究会より「企業買収における行動指針」（以下、行動指針）が公表された。

経済産業省は、M&Aに関する原則や視点、ベストプラクティスなどを整理するため、企業買収の公正なルールや買収防衛策について「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月）、MBOに関しては「企業価値の向上及び公正な手続き確保のための経営者による企業買収に関する指針」（2007年9月）を策定してきた。また、MBO等で生じる構造的な利益相反への対応として「公正なM&Aの在り方に関する指針」（2019年6月）で実務上の対応も提示した。企業グループ内の事業・子会社のM&Aについては、2020年7月に「事業再編実務指針」でベストプラクティスを示している。

日本企業によるM&A投資活動は比較的活発になされており、過去20年間で大きく伸びたのは海外向けのM&A投資だったが、最近では日本の上場会社における同意なき買収も増えている。この一因として、近年の上場会社における安定株主が減少していることがある。

上場会社による買収防衛策については、株主総会における承認件数が直近の2024年7月では、約260社程度とピーク時よりほぼ半減している。東京証券取引所が2015年5月に策定したコーポレートガバナンス・コードでは、買収防衛策を導入する場合（原則1-5）は、

必要性・合理性、適正な手続を確保、株主への十分な説明が求められることも影響している。

行動指針における基本原則は、買収防衛策について以下の5点が示されている。

1. 買収への対応方針・対抗措置に関する考え方：企業が買収提案を受けた場合、取締役会は企業価値の向上と株主利益の確保を最優先に考慮し、買収提案内容を精査し、長期的な成長戦略と整合するかを判断すること。
2. 株主意思の尊重：取締役会は、株主総会を通じて株主の意見を聴取し、その意向を反映した対応を行うべき。
3. 必要性・相当性の確保：買収提案に対する対抗措置を講じる場合、その必要性和相当性を確保。対抗措置が企業価値の向上や株主利益の確保に資するものであるか検討し、過度な防衛策を避けること。
4. 事前の開示：買収提案に対する対応方針や対抗措置については、事前に株主や市場に対して適切に開示。
5. 資本市場との会話：機関投資家の目線合わせをするために、対抗措置の発動時に必ず株主総会に諮る設計とすること、発動要件を限定した設計とすること、特殊な状況下の時限的な措置として設計すること、など。

上場会社のM&Aにおいて、買収対象会社の株式取得方法として相対取引、市場内買付、公開買付（TOB）がある。この取得にあたっては、証券会社が買付仲介や公開買付代理人として実務的に関わることとなる。また、証券会社がM&Aアドバイザーとして法律事務所などと協働することや、買収対象企業へ防衛策の助言を行うことも増えている。さらに最近増加傾向にある対抗TOBなどの競合的な買収に協力する動きもあり、M&Aは証券業にとって重要なビジネスとなっている。

最近の同意なき買収の主な事例

公開時期	対象会社	買収提案者
2021年 1月	日本アジアグループ	シティインデックスイレブンス
2021年 1月	東京製鋼	日本製鉄
2021年 1月	日邦産業	フリージア・マクロス
2021年 2月	サンケン電気	エフィッシモキャピタルマネジメント
2021年 4月	富士興産	アスリード・キャピタル
2021年 7月	東京機械製作所	アジア開発キャピタル
2021年 9月	新生銀行	SBIホールディングス
2022年 6月	シダックス	オイシックス・ラ・大地
2023年 7月	TAKISAWA	ニデック
2023年 12月	ベネフィット・ワン	第一生命HG
2024年 3月	ローランドDG	ブラザー
2024年 3月	C&Fロジ	AZ-COM丸和

※事業会社による買収提案

M&Aにおける指針等の整備について



◆ 証券業におけるマネー・ロンダリング等対策の取組みについて

■ 証券業に関わるマネロン対策の動向と全体像

■ 証券業に関わる可能性がある
マネロン事例について

■ マネロン対策のリスクベース・アプローチと課題

■ マネロン対策が証券業務に与える影響と、
今後想定される変化について

■ 証券業に関わるマネロン対策の動向と全体像

マネロン対策は、暗号資産交換業や金融機関以外に、証券関連業務においても関心が高まっている。金融庁が2024年6月に公表した「マネー・ロンダリング等対策の取組と課題」によると、証券業界もインサイダー取引や相場操縦等で不正な資金を創出する場として利用され得るほか、犯罪収益を流動性の高い金融商品等に架空名義や借名口座等を通じて資金洗浄することで隠匿に利用される場合があるとされた。

日本におけるマネロン対策の全体像について述べたい。現在の取組みは2021年8月に公表された国際的な金融活動作業部会(FATF)による第4次対日相互審査報告書で、日本が「重点フォローアップ国」に分類されたことが起点となっている。同報告書では、マネロン・テロ資金供与対策の国際基準と比較して日本は有効性と法令遵守状況の双方で合格基準を下回り、改善が求められた。これを受けて日本政府は「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定している。

FATFが指摘した主な課題については以下のとおり。

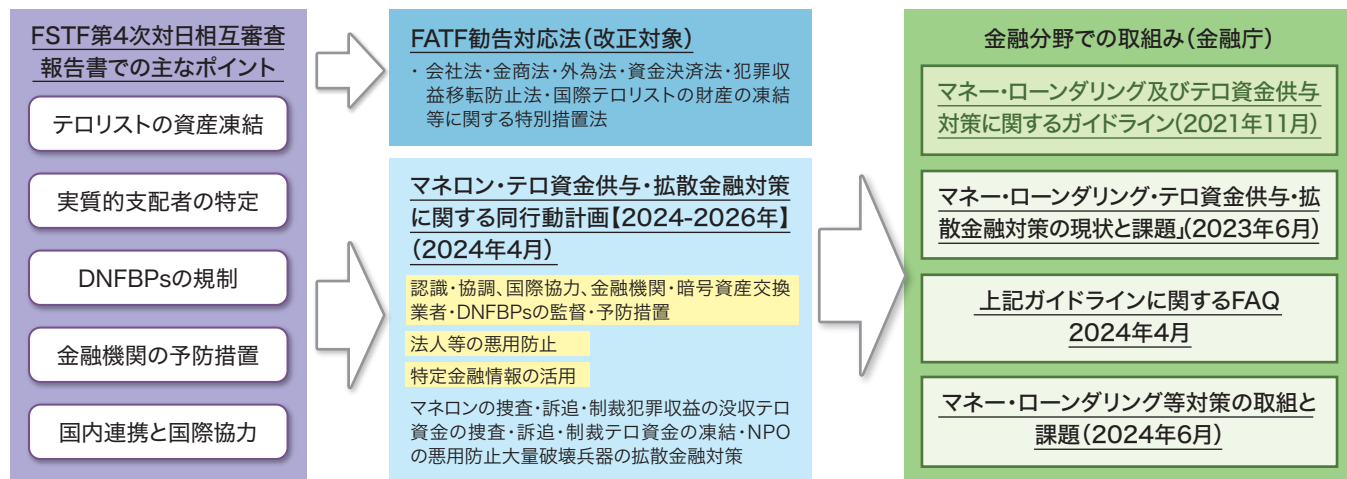
- ・ テロリストの資産凍結に関する法整備が不十分であり、迅速かつ効果的な資産凍結が行われていない。
- ・ 法人や信託の実質的支配者を特定するための措置が不十分であり、透明性が欠如している。

- ・ 指定非金融業者・職業専門家(DNFBPs)に対する規制が不十分であり、マネロン対策が適切でない。
- ・ 金融機関におけるマネロン対策の予防措置が不十分で、リスク評価や顧客管理が適切でない。
- ・ 国内の関係機関間の連携が不十分であり、情報共有や協力体制の強化が求められる。
- ・ 国際的な協力体制も不十分であり、他国との情報共有や協力が不足している。

金融庁の取組みを下図にまとめてみた。金融庁はガイドラインにより、基本的な考え方、リスクベース・アプローチ、管理態勢とその有効性の検証・見直し、モニタリングのあり方等を示した。また、FAQにおいて、金融機関に対する「対応が求められる事項」、「対応が期待される事項」を明確化している。マネロン対策に関する現状と課題認識については、2023年6月に4度目となる改正を公表している。

必要な法改正については、2021年8月の臨時国会においてFATF勧告に係る法律6法の改正案をまとめたFATF勧告対応法が可決され、金融分野では2023年6月施行の改正資金決済法で、新たに、複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に関し取引モニタリング等を行う者に許可制が導入されている。

日本におけるマネロン対策の現状(2024年9月時点概要)



※DNFBPsとは、不動産業や宝石商、などの指定非金融業者及び弁護士などの職業専門家

※金融関係分

※拡散金融とは、大量破壊兵器の開発や保有に関与する者に資金や金融サービスを提供すること

■ 証券業が関わる可能性があるマネロン事例について

証券業務において可能性のある事例について、金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例(金融商品取引業)」(2024年4月更新)から、主なものを以下に紹介したい。

現金の使用形態:多額の現金又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引や、短期間のうちに頻繁に行われる投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合、など

真の取引者を隠匿している可能性:架空名義口座又は借名口座の疑いが生じた口座や、法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使った取引などがあり、また多数の口座を保有したことが判明した顧客や、当該支店での取引について明らかな理由がない場合、など。また、IPアドレスの追跡を困難にした取引も要注意

投資の形態や保護預り:突如多額の投資が行われる口座にかかる取引、他の証券会社等からの合理的理由のない大量の株式の移管や、合理的理由なく頻繁に株式を入庫、売却・出庫を繰り返す取引などがあり、また第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引、など

外国との取引:資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客にかかる取引、など

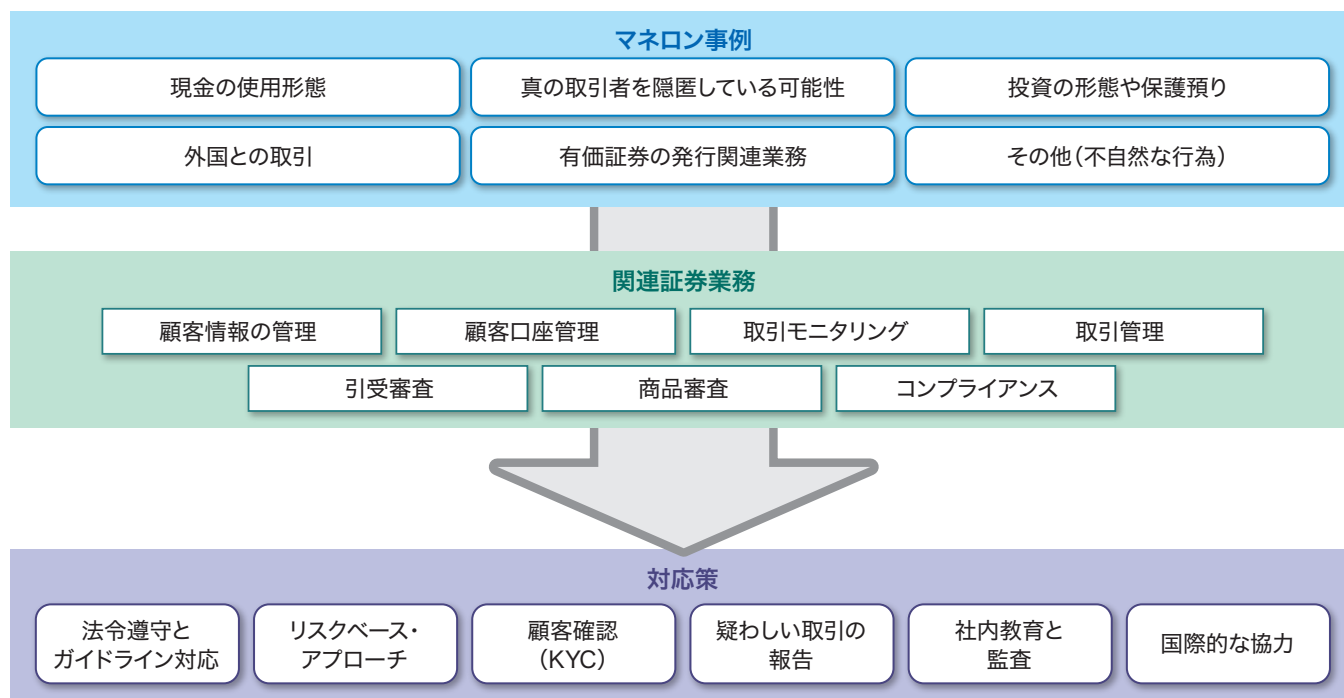
有価証券の発行関連業務:表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有

価証券の発行や、主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行など。また、実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券発行のケースや表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行、など

その他(不自然な行為):本人確認や実質的支配者の確認に非協力であったり、取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引など。資金の源泉や最終的な使途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引や、口座開設時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に対する投資、など

上記に関係する証券業務としては、概ね顧客情報の管理、顧客口座管理、取引モニタリングと取引管理、コンプライアンス関連業務であるが、有価証券の発行関連業務については、自主規制ルールによる引受審査や商品審査の中でマネロンの可能性チェックが行われている。これらの業務については、一義的には内部管理責任者の責任によるが、対応策に関しては経営者の関与も強く求められている。

証券業務におけるマネロン事例と対応について



■ マネロン対策のリスクベース・アプローチと課題

証券業務におけるマネロン対応策については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の遵守と、自社の業務状況に合わせたガイドライン対応が基本になる。以下は、リスクベース・アプローチの概要である。

- 1. リスクの特定:** 先ず自社が直面するリスクを特定するが、提供する金融商品やサービスの種類、取引の方法や頻度、取引に関わる国・地域のリスク評価、顧客の属性にかかわる職業・取引履歴・資産状況などが検討対象となる。
- 2. リスクの評価:** 評価には定量的および定性的な情報が使用され、リスクの影響度や発生確率を分析、リスクの高低に応じた優先順位を決定する。
- 3. リスクの低減:** 具体策として顧客の身元確認や取引内容の調査を行う顧客管理や、異常な取引を検知するためのシステムを導入し取引モニタリングを行うことなどがあるが、リスクが高い領域には厳格な措置を、リスクが低い領域には簡素な措置を講じることで、リソースを効率的に配分する。
- 4. 継続的な見直し:** 継続的にリスクベース・アプローチを見直す必要があり、新たなリスクが発生した場合や、既存のリスクが変化した場合にも対応していく。

特にネット証券においては、オンラインで大量の取引を行う特性から、次の様な対策にも注力する必要性が指摘されている。

- ・ 顧客管理: オンラインでの本人確認手続き (eKYC)

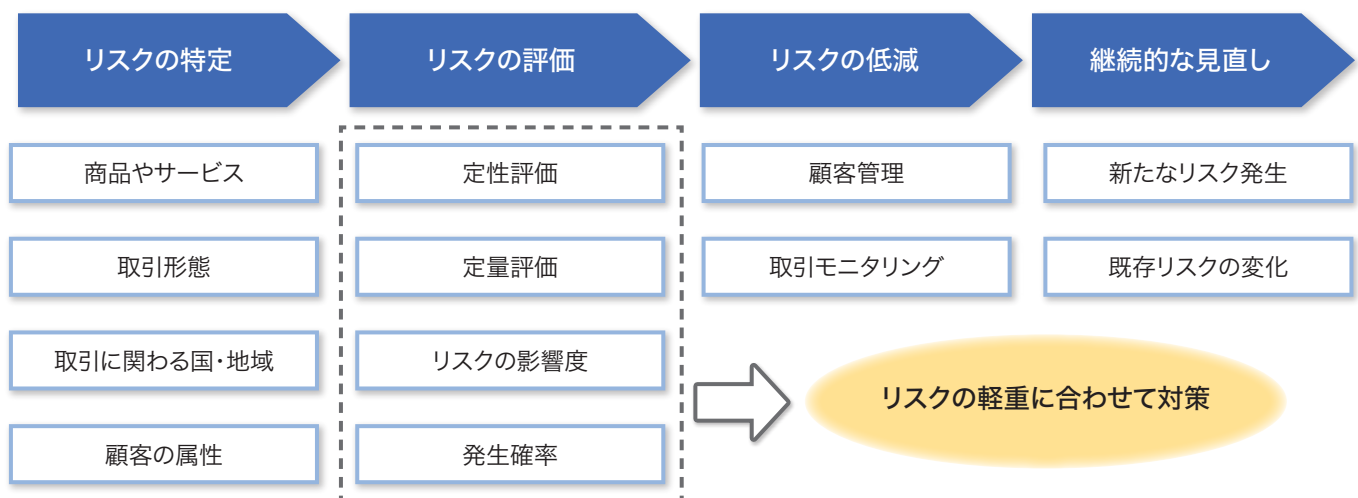
の強化や、顧客のリスクプロファイルによる高リスク顧客対策として追加の情報収集や監視

- ・ 取引モニタリング: 大量な取引データを扱うため、取引のリアルタイム監視システムを導入し、異常な取引パターンを即座に検知することや、アラートシステムの体制整備
- ・ 継続的な見直し: 定期的なリスク評価見直しや、内部監査を通じてリスク管理体制の有効性を定期的に評価
- ・ 教育と訓練: 研修や情報共有・社内体制の構築について、経営陣が主導的に関与すること

マネロン対策の課題として、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題(金融庁: 2023年6月)」では、リスクの所在として、金融商品等が複雑な構造を有する場合や、取引関係者が多岐にわたる場合には、犯罪収益の隠匿に利用される危険性があり得るとされた。また、自社が提供する商品・サービス、取引形態、顧客属性等の包括的かつ具体的なリスクの特定及びその検証等について向上の余地があるとされた。

具体的な課題事例としては、実際に取り扱っている商品・サービスを具体的に特定した上で、リスクの検証を行っていないこと、取引形態のリスクの特定にあたり、仲介業者や紹介を経由する取引について検証を行っていないこと、リスク評価書に評価の結論のみ記載し、その根拠を把握していないことなどが、指摘されている。

証券会社のマネロン対策でのリスクベース・アプローチについて



ネット証券における対策事例

- ① 顧客管理対策
- ② 取引モニタリング対策
- ③ 継続的なリスク評価と見直し対策
- ④ 教育と訓練への対策

■ マネロン対策が証券業務に与える影響と、今後想定される変化について

証券業務におけるマネロン対策は、顧客管理や取引モニタリングなど証券会社の管理業務に大きく影響している。対策を有効に実施していくためにも、第2章で紹介したリスクベース・アプローチが重要で、効果的に進める為には、管理部門(第2線)の検証作業以外にも、第1線の営業部門によるリスク軽減の取組み、第3線での内部監査、などによる3線管理の態勢整備が必要だ。

証券会社におけるガイドラインへの具体的な取組み事例は以下のとおり。

顧客管理:取引残高報告書の送付機会を活用して登録顧客情報の確認。ネット取引の顧客に対し、専用画面で登録顧客情報の更新等を求め、顧客毎に情報更新・追加入力画面へのアクセス記録を管理、など。

取引モニタリング:取引モニタリングシステムの抽出基準について定期的に有効性検証及び調整。取引や顧客属性に応じて疑わしい取引の届出を分析。

継続的なリスク評価と見直し:取引モニタリングシナリオやしきい値の継続的検証を行い、誤検知率削減。疑わしい取引の事例分析を精緻化するため、届出理由を細分化して届出件数を分類集計。

教育と訓練:役員から一般職員まで、階層別にリスクベース・アプローチの意義や疑わしい取引の届出事例及び着眼点等について研修。担当役員から営業店に対し、リスクベース・アプローチ及び継続的な顧客管理の重要性に関するメッセージを発信。

今後、FATFによる日本に対する第3回目のフォローアップ報告が予定されており、2028年8月には5次審査が開始される予定となっている。予想される内容は、

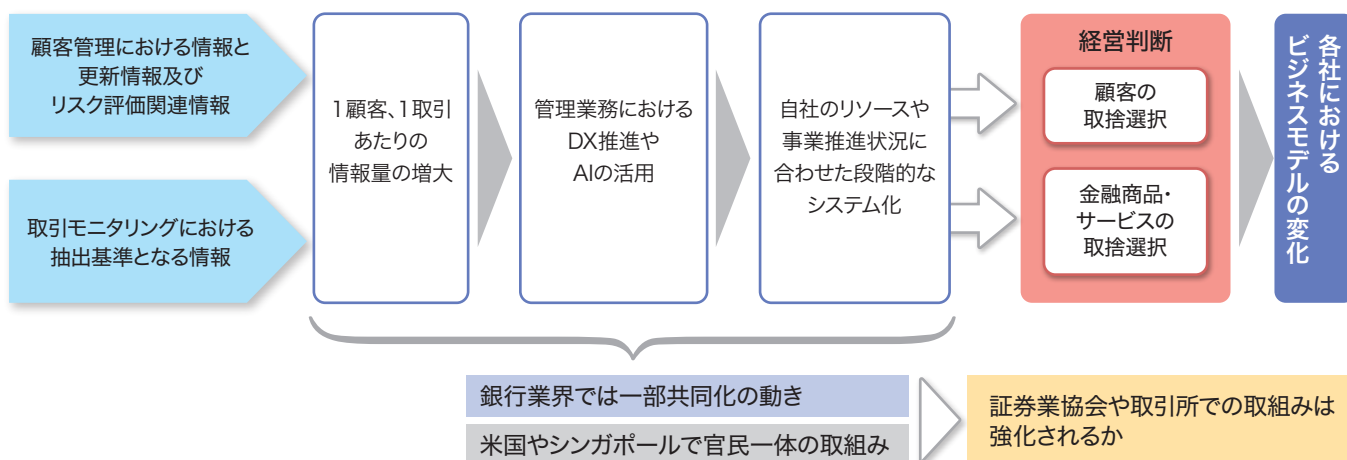
リスクベース・アプローチの強化、法人の実質的支配者の透明性、デジタル通貨と新技術の規制、各国間の情報共有や協力体制の強化、資産凍結を含めたテロ資金供与対策の強化などがある。

証券会社にとってマネロン対策に対応していくためには、顧客管理においては顧客情報更新を定期的に行い、顧客のリスク評価を全顧客に対して行う必要があり、取引モニタリングにおいてはリスクに応じた不審取引の抽出基準を設定して疑わしい取引を検知していくことが求められている。その為には、1顧客や1取引に関わる情報量が相当数に増加していくことが予想され、管理業務におけるDXによるシステム化やAIの活用は必須になっている。特に、正確で網羅的なデータの整備とモニタリングにおける効率的利用を行う為にはシステム化を段階的に進めることが各証券会社の業務実状に合わせて重要になっている。

金融機関が、為替取引に関してマネロン対策の為のフィルタリング業務や取引モニタリングを共同で行う「為替取引分析業」として、全国銀行協会が設立したマネー・ロンダリング対策共同機構があり、米国やシンガポールにおいても官民一体のマネロン対策情報共有プラットフォームを立ち上げている。証券業界においてもマネロン対策の為の顧客管理や取引モニタリングで共同利用できるインフラが必要かもしれない。

なお、マネロン対策は証券会社による顧客や金融商品・サービスの取捨選択を進めることが予測され、結果として各社のビジネスモデルの変化を加速する可能性があることに注目している。

マネロン対策が証券業務に与える影響



【編集・発行】日本電子計算株式会社 証券事業部

URL <https://www.jip.co.jp/> 〒102-8235 東京都千代田区九段南1丁目3番1号

【お問い合わせ・ご要望】TEL:03-5210-0153 FAX:03-5210-0221

E-mail shoken_contact@cm.jip.co.jp

Trusted Global Innovator

NTT DATA Group

NTT DATA